

佐賀県
土木部長 殿

建設省道政発第36号
平成9年3月14日

建設省道路局長 殿



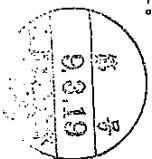
電気通信設備等に係る共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の
譲渡に係る認可の取扱いについて

電気通信設備等に係る共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡に係る認可の取扱いについては、従来、「電気通信事業者の保安通信線たるケーブルの芯線の一部の第一種電気通信事業者に対する譲渡に係る共同溝の占用等の取扱いについて」（平成2年3月9日建設省道政発第11号路政課長通達）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり認可基準等を定めるとともに、事務の簡素・合理化を図ることとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、都道府県におかれては、貴管下道路管理者（地方道路公社を含む。）に対しても、この旨周知を図られたい。

記

1. 共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡（以下「譲渡」という。）の認可基準
 - (1) 譲受人が共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する公益事業者に該当すること。
 - (2) 譲渡に係る契約（財産の譲渡がある場合には、当該譲渡契約を含む。）及び施設又は設備の使用契約について、その内容が妥当であること。
 - (3) 事故時における連絡通報体制及び責任の所在が明確であること。また、施設の保守管理の方法が適切であること。
 - (4) 譲渡により法第14条第2項各号に掲げる占用の許可の内容に変更がないこと。
 - (5) 譲受人が法第21条の規定による管理費用の負担の能力と意思があること。
2. 認可申請書に添付すべき付属書類



認可申請書（別記様式）に添付すべき付属書類は、次のとおりとする。

- (1) 譲渡に係る契約書の写し（財産の譲渡がある場合には、当該譲渡に係る契約書の写しを含む。）（ただし、申請の根拠として必要な範囲に限ること。）
 - (2) 事故時における連絡通報体制及び施設の保守管理の方法を記した書類
 - (3) 譲渡後の譲渡人の公益物件の敷設計画書及び譲受人の公益物件の敷設計画書
 - (4) 占用許可書の添付図面（譲渡対象部分を明記すること。）
 - (5) 譲受人が法第11条の規定による共同溝管理規程を遵守することを誓約する書類
なお、その他道路管理者が必要と認める図書の提出を求めることができるものとする。
3. その他
- (1) 申請を受けた道路管理者は、譲渡人が譲渡しようとする権利及び義務に係る公益物件が収容されている共同溝（以下「対象共同溝」という。）を占用する者（申請者を除く。）に対し、次の事項を通知し、譲渡についての意見を聴くものとする。
 - ① 譲渡の概要
 - ② 対象共同溝に係る共同溝整備計画において定められている事項について譲渡に伴って生じる異動内容
 - (2) 認可に当たっては、一般的な条件のほか次に掲げる条件を付することとする。
 - ① 施設若しくは設備の使用に関する契約を変更しようとするときは、道路管理者に届け出ること。
 - ② 道路管理者において、法第19条の規定による監督処分により施設の除却等が必要となる事態が生じたときは、一体不可分となっている処分対象外の施設等についても同時に除却されることについて受忍すること。
 - (3) 法第17条の認可として事務処理を行うものについては、「電気通信設備その他の電気通信事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」（昭和60年7月15日付け建設省道政発第54号道路局長通達）による当局への事前協議の対象とならない。
 - (4) 平成2年3月19日付け建設省道政発第11号道路局路政課長通達「電気事業者の保安通信線たるケーブルの芯線の一部の第一種電気通信事業者に対する譲渡に係る共同溝の占用等の取扱いについて」は廃止する。

(別記様式)

共同溝の占用許可に基づく権利及び義務の譲渡認可申請書

平成 年 月 日

道路管理者名 おて

申請者

譲渡人住所

譲渡人氏名

(法人名及び代表者名) 印

譲受人住所

譲受人氏名

(法人名及び代表者名) 印

共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第17条の規定により、次のとおり同法第14条第1項の許可(以下「許可」という。)に基づく権利及び義務の譲渡(以下「譲渡」という。)の認可を申請します。

譲渡に係る共同溝の名称	
譲渡に係る共同溝の区間	
譲渡に係る許可の年月日及び番号	
譲渡に係る許可の内容	(法第14条第2項各号に掲げる事項を記載)
譲渡の内容	
譲受人の公益事業の内容	
譲渡の予定日	